

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 2月の主な成立法令一覧
3. 2月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 2月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞2月分

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

- (1) 最二判平成15年7月11日金法1697号46頁 平成13年（受）第320号
法務速報27号3番で紹介済
→
- (2) 最一判平成15年9月11日判時1841号95頁 平成12年（受）第1000号・不当利得返還等・不当利得返還請求事件
法務速報29号7番で紹介済
→
- (3) 最三判平成15年9月16日判時1841号95頁 平成14年（受）第622号・過払金返還請求本訴・貸金請求反訴事件
法務速報29号7番で紹介済
→
- (4) 最一決平成15年11月13日判時1841号102頁 平成15年（許）第21号・遺産分割審判等に対する抗告却下決定に対する許可抗告事件
法務速報31号28番で紹介済
→
- (5) 福岡地行橋支判平成14年3月5日判タ1133号155頁 平成10年（ワ）第150号 損害賠償請求事件
スキー場のゲレンデにおいて、スキーで滑走中、ゲレンデ内の松の木に衝突して死亡したAの遺族であるXらが、ゲレンデを設置管理しているYに対し、松の木の設置管理に瑕疵があったとして損害賠償を請求したところ、当該松の木は初級者用のゲレンデに生えていること、当該松の木は視認可能性の高い位置に黒色で目立つ形で近くにある他のたくさんの松と同様に立っていたこと、通常のコース取りで滑走した場合には松の木が衝突しやすい位置に生えていたということもないこと、このゲレンデで本件のような重大な人身事故が発生したことがないこと、初心者であっても松の木の近くを滑走するときは危険であると判断すれば衝突を回避することができること等を総合すれば、ゲレンデ内に生育する松の木を伐採したりこれに防護マットを敷設しなかったとしても、スキー場の設置管理上の瑕疵があったとは認められないとしてXの請求が棄却された。
- (6) 松山地宇和島支判平成15年3月20日判時1839号140頁 平成14年（ワ）第43号・損害賠償請求事件
4歳の女児の後遺障害による逸失利益を算定する場合、国の政策として既に男女の機会及び待遇の均等化が指向されており、将来に向けて男女間の賃金格差が縮小していく方向にあると考えられるから、幼少女児の逸失利益算定の基礎収入額については、賃金センサスの全労働者の全年齢平均賃金を基礎収入とするのが相当であるとされた事例。
- (7) 東京地判平成15年8月28日判時1839号110頁 平成12年（ワ）第22463号・損害賠償請求事件
後遺障害等級併合1級（1級3号と8級1号の併合）の被害者についての将来の介護費につき、事故以後の介護状況等を検討して、[1]被害者の症状・行動態様の特性等をよく理解した者が適切な態様によって監視・促しを行う必要があるから、職業付添人による常時介護が必要な面があると判断し、[2]職業付添人が介護を行う部分については、現時点では1日あたり4万円を下らないが、今後介護方式が多様化されることが予想されること等から現在の介護費の水準が維持される蓋然性は低く、その6割に相当する1日2万4000円を基礎として算定するのが相当であるとされた事例。
- (8) 東京地判平成15年8月29日金法1697号52頁 平成14年（ワ）第25416号
1 預金者が自己の預金債権に関する取引履歴の開示を銀行に請求する権利は、これを規定する法令はなく、銀行の総合口座取引規定、普通預金規定にもその旨の定めはないが、今日における預金契約は、単なる民法上の消費寄託契約であるにとどまらず、各種公共料金や定期的な支払金の自動引落し、クレジットカードの決済、送金、振替等の各種サービスの複合した契約であること等から、預金の増減の正確な把握は、預金者にとり重大な利害関係を有する事柄となつていくところ、このような預金契約の内容に照らせば、預金契約に当然に付随する契約上の義務として、銀行は、預金者の取引履歴の開示の求めに応じて可能な限度において取引履歴を開示すべき義務を負うと解される。
2 各共同相続人は、その持分の限度においてはであるが、被相続人の預金債権の包括承継人であり、被相続人の有していた契約上の地位を一般的に承継取得しているから、単独の預金者である各相続人は、銀行に対し自己の預金に関する取引履歴の開示を求める権利を有しているところ、各相続人の有する預金に関する取引履歴は、被相続人の有していた預金に関する取引履歴そのものであるから、結局、各相続人は、銀行に対し、被相続人名義の預金につき取引履歴の開示を求める権利を有するといえる。
- (9) 東京地判平成15年12月3日金法1696号79頁 平成14年（ワ）第26790号

預金払戻請求時に払戻請求書に押捺された印影と印鑑届にある印影とが、肉眼による平面照合によっても、単に押捺の状態によるものとは説明しがたい相違があることに照らすと、払戻担当者が、社会通念上一般に期待されている業務上相当の注意をもって慎重に印影照合をし、このような注意を払って熟視したならば、払戻請求書に押捺された印影が届出印影によらずに作出されたのではないかと疑いを抱くべきであったことが認められ、再度の押捺を求めたり、届出印の提出を求めたりすること等により、印影の同一性をより慎重に確認することが要請されていたといえ、また、払戻しが430万円と高額であり、口座残額のほぼ全額の払戻しであること、元帳店ではなく他店払いであり、これまで取引実績がなかったこと、払戻請求者は払戻手続の前後において両手に白手袋をしたままであったこと、払戻請求者は勤務先を尋ねられた際に曖昧な返答をしたに止まっていたこと等本件払戻請求者が正当な受領権限を有しないのではないかと疑わしめる特段の事情も認められることによれば、本件払戻手続において過失がなかったとは認められず、払戻しは債権の準占有者に対する弁済として有効とはならず無効である、とされた事例。

【知財】

(10) 東京高判平成16年1月29日 平成14(ネ)6451 特許権 民事訴訟事件

1 特許法35条に定める職務発明の譲渡についての「相当の対価」は、外国の特許を受ける権利等に関するものも含めて、使用者と従業者が属する国の産業政策に基づき決定された法律により一元的に決定されるべき事柄であることが明らかであるので、我が国の従業者等が使用者に対して職務発明について特許を受ける権利等を譲渡したときは、特許法35条3項の規定中の「特許を受ける権利若しくは特許権」には、当該職務発明により生じる我が国における特許を受ける権利等のみならず、当該職務発明により生じる外国の特許を受ける権利等を含むと解すべきである。

2 包括的クロスライセンス契約は、当事者双方が多数の特許発明等の実施を相互に許諾し合う契約であるとともに、相手方から本来支払うべき実施料債務と相手方から本来受け取るべき実施料債権とを事前の包括的な相殺の合意により相殺している契約であると解することともできるので、包括的クロスライセンス契約における「使用者が受けるべき利益の額（特許法35条4項）」を算定する場合には、相手方が当該発明の実施に対するものとして支払うべきであった実施料の額を算定することも、使用者等が相手方の複数の特許を実施することにより本来支払うべき実施料の額に、相手方に実施を許諾した複数の特許発明等における当該発明の寄与率を乗じて算定することも、いずれも算定方法として採用することが可能となる。ただし、包括的クロスライセンス契約においては、契約期間内に相手方がどの特許発明等をどの程度実施するかは互いに不確定であるとの不確実性が常に生じ得るので、包括的クロスライセンス契約における「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」は、厳密には、後者の方法により算定した金額であり、前者の方法により算定する場合には、上記の不確実性を考慮して、前者の方法により算定される金額を事案に応じて減額調整して算定すべきである。

3 本件発明の承継の相当の対価の不足分は、外国でのライセンス契約ないしクロスライセンス契約、さらには国内外の包括的ライセンス契約ないし包括的クロスライセンス契約等も踏まえると、合計1億6284万6300円となり、この金額から原判決が本件発明について認容した3474万円を差し引くと、1億2810万6300円となる。

(11) 東京高判平成16年1月30日 裁判所HP 平成15(ネ)2088 著作権 民事訴訟事件

被控訴人と控訴人との間に雇用契約が成立したと認めることはできず、被控訴人がその著作者であるとするとはできないから、被控訴人による本件アニメーション作品の制作等は、控訴人の著作権及び著作者人格権の侵害に当たるとして損害賠償請求を認容した差戻し前控訴審判決に対して被控訴人は上告受理申立てをした。上告審は、具体的事情や指揮監督の有無を確定することなく直ちに雇用関係の存在を否定した同判決には、著作権法15条1項にいう「法人等の業務に従事する者」の解釈適用を誤った違法があるとして、原判決中上告人敗訴部分を破棄して本件を控訴審に差し戻した。差し戻し後の控訴審は、被控訴人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたものと認めるのが相当であり、控訴人と被控訴人との関係は雇用関係であったというべきであるので、本件係争図画は被控訴人の業務に従事していた控訴人がその職務上作成したものであると判断した。

(12) 東京地判平成14年12月19日判タ1133号257頁 平成13年(ワ)第12434 不正競争行為差止等請求事件

Xの製造するコンクリート製斜面受圧板（法面工事において、法面に押圧力を付与して斜面の安定化を図るコンクリート製の製品）の名称「クロスタイプ」「セミスクエアタイプ」「スクエアタイプ」及びこれらの形状がXの著名又は周知な商品等表示にあたり、Yが同名称と同一の名称を使用し、かつ、同形状と類似した形状の製品を製造・販売しているとして、XがYに対し不正競争防止法2条1項1、2号に基づきY製品の製造・販売等の差止め及び損害賠償を求めた事件において、これらの名称は同種のコンクリート板に該当する部材一般について形状別の種類を表すものとして普通名称化しておりXらの商品を示す商品等表示として周知ないし著名となつており認められないと判示され、本件のように商品の形態が当該商品の機能ないし効果と必然的に結びついている場合にこのような形態に不正競争防止法上の保護を与えるならば、同法が目的とする出所の混同の防止を超えて、当該商品に利用されている技術思想そのものについて独占的・排他的支配を認めることになるため商品等表示に当たらないというべきであると判示された。

(13) 東京地判平成16年1月28日 裁判所HP 平成14(ワ)18628 不正競争 民事訴訟事件

原告の取引先であるヨドバシカメラ及び「ソースネクスト社妨害行為履歴」記載の小売店に対して、原告商品が被告の携帯電話6についての著作権を侵害している旨告知した被告の行為は、その内容や態様等を総合考慮すると不正競争防止法2条1項14号所定の不正競争行為に当たると解すべきである。被告の行為により原告は小売店等に対し著作権侵害の事実がない旨を説明する必要が生じ、実際にも原告の従業員が小売店等を訪問するなどして通常業務に支障が生じたことが認められるが、原告の通常業務にどのような具体的な支障が生じたかは必ずしも明らかでないから、人件費によって損害額を確定することはできないので、上記損害については無形損害の算定の一事情として考慮し、告知行為の態様、回数及び内容、原告の業務に対する影響等、本件記録から窺われる諸事情を総合考慮して、原告の被った無

形損害は500万円と認めた。

(14) 東京地判平成16年1月30日 平成13(ワ)17772 特許権 民事訴訟事件

被告会社の競業会社である豊田合成やクリー社が青色LEDの分野において先行する研究に基づく技術情報の蓄積や研究部門における豊富な人的スタッフを備えていたのに対して、被告会社においては青色LEDに関する技術情報の蓄積も、研究面において原告を指導しないし援助する人的スタッフもない状況にあったなか、原告は、独力で、全く独自の発想に基づいて本件特許発明を発明したということができ、そうすると、本件は、当該分野における先行研究に基づいて高度な技術情報を蓄積し、人的にも物的にも豊富な陣容の研究部門を備えた大企業において、他の技術者の高度な知見ないし実験能力に基づく指導や援助に支えられて発明をしたような事例とは全く異なり、小企業の貧弱な研究環境の下で、従業員発明者が個人的能力と独創的な発想により、競業会社をはじめとする世界中の研究機関に先んじて、産業界待望の世界的発明をなしとげたという、職務発明としては全く稀有な事例であるので、このような本件の特殊事情にかんがみれば、本件特許発明について、発明者である原告の貢献度は、少なくとも50%を下回らないと判断した上で、本件特許を受ける権利の譲渡に対する相当対価の額(特許法35条4項)を、被告会社の独占の利益1208億6012万円に発明者の貢献度50%を乗じた604億3006万円と算定し、原告が請求していた200億円の支払請求を容認した事例。

【民事手続】

(15) 最二判平成15年10月31日判時1841号143頁 平成14年(行ヒ)第200号・特許取消決定取消請求事件
法務速報31号26番で紹介済
→

(16) 最三決平成15年11月11日判時1841号105頁 平成15年(許)第23号・売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件
法務速報31号27番で紹介済
→

(17) 大阪高判平成15年4月9日判時1841号111頁 平成14年(ネ)第2481号・投資金額確認請求控訴事件

中華人民共和国における我が国の裁判所の判決に対する扱いによれば、中華人民共和国において、我が国の裁判所の判決が重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものとされているとまで認めることはできず、本件人民院判決は、民事訴訟法118条4号の要件を満たしているものと認めることはできない。

本件人民院判決が民事訴訟法118条により我が国において効力を有するものとして控訴人の訴えを不適法として却下した原判決は相当ではないので、これを取り消し、民事訴訟法307条に従い、本件訴えを大阪地方裁判所に差し戻すこととする。

(18) 東京地判平成13年12月20日判タ1133号161頁 1. 平成10年(ワ)第10591号 不当利得等請求事件、2. 平成11年(ワ)第6780号 不当利得等返還請求事件、3. 平成12年(ワ)第6603号 不当利得請求事件、4. 平成12年(ワ)第9089号 債務不存在確認請求事件、5. 平成12年(ワ)第9130号 貸金請求参加事件、6. 平成12年(ワ)第9131号 貸金請求参加事件、7. 平成12年(ワ)第9135号 貸金請求参加事件、8. 平成12年(ワ)第9203号 貸金請求参加事件

1ないし4事件について請求棄却・控訴(後控訴棄却・上告、上告受理申立(後上告棄却、上告不受理))
5ないし8事件について認容・控訴(後控訴棄却・上告、上告受理申立(後上告棄却、上告不受理))

1 訴外破産会社山一証券株式会社に雇用されていたXらは、破産会社に在籍していた間、従業員持株融資制度又は自社株融資制度に基づき、訴外山一従業員持株会ないし互助会(破産会社及びその関連会社の従業員の親睦、扶助を図ることを目的として設立されたもの)から融資を受け破産会社の株式を取得したが、破産会社が破産宣告を受けXらの所有していた自社株が無価値となったことから、破産会社の破産管財人Yに対し、破産会社の株式が無価値となったのは、破産会社がいわゆる「飛ばし」を行うなどして含み損を秘匿し、財務報告書、有価証券報告書に虚偽の記載をするなどして2700億円にも上る債務の存在を隠した上、Xらの本件各融資制度を利用して破産会社の株式を購入させたことが理由であるとして、不法行為に基づき損害賠償請求権等とする破産債権を有することの確定及び債務を負担していないことの確認を求め、更にXらは互助会から融資を受けて自社株を購入するにあたり破産会社に欺罔行為があった、Xらに錯誤があったことを理由に互助会の融資には効力がないとして既に支払った金員相当額につき不当利得に基づく返還請求をしたところ、いずれの請求も棄却された。

2 Yは、訴外持株会及び互助会がXらに対して有する貸金債権を譲り受けたとして、Xらに対し、消費貸借契約に基づき貸金返還請求をし、Xらがこれに対し当該消費貸借契約は破産会社による欺罔行為があった、Xらに錯誤があった、公序良俗違反に当たり無効であるなどと反論したが、Xらの主張のいずれもが排斥され、Yの請求が認容された。

(19) 横浜地判平成15年7月7日判時1841号120頁 平成15年(手ワ)第57号・約束手形金請求事件

1 原告(SFCG・旧商工ファンド)の提起する手形訴訟は、切断されることのない原因関係上の人的抗弁が常に付着する属性のある手形訴訟であり、それ故、証拠制限のある手形訴訟手続において、零細な資金需要者(債務者)である被告に上記抗弁の立証を認めないまま仮執行宣言付き手形判決を与える結果になって手形訴訟の立法趣旨に反して不当であり、手形訴訟に著しくなじまないものとして許されないものと解するのが相当である。

2 原告の融資業務はあらかじめ原告が统一的に定めた様式の契約書等を作成することにより貸付が実行されるはずであるから、管轄の合意に限ってみても、資金が逼迫して原告から融資を受けざるを得ない多くの比較的零細な資金需要者(債務者)として、原告が定めた以外の内容による管轄の合意をする余地などなく、原告が提起する手形訴訟及び貸金請求訴訟が上記のような属性を有することに照らすときは、要するに被告(債務者)の無思慮急迫状況のもとになされた管轄の合意として無効というべきである。のみならず、本件管轄合意条

項は、原告手形の支払地及び振出地及び被告(債務者)の住所地のいかにかわらず、原告が全国に散在する本支店所在地を管轄するいずれの裁判所を任意に一方的に選択して訴えを提起することを可能にする管轄合意であり、それ自体、一般的に被告から実質的な防御の機会を一方的に奪うものとして管轄の合意としては無効と解すべきである。

(20) 東京地判平成15年11月17日判時1839号83頁 平成15年(手ワ)第168号、同169号、同180号・約束手形金請求事件) (SFCG(旧商工ファンド)私製手形訴訟判決)

1 商工ローン会社が貸付に際し主債務者及び連帯保証人から共同振出させているいわゆる私製手形につき、同手形が第三者への転々流通を予定していないこと、手形要件である「一定ノ金額ヲ支払ウベキ旨ノ単純ナル約束」をした手形の振出とならないこと、振出人において呈示期間を5年に伸長する意思を有するとは考えられないこと、同手形の支払場所及び支払呈示は手形法の予定するところではないことなどの問題点を指摘し、同手形が手形法の趣旨を逸脱していること、これを振り出させることが簡易・迅速に債務名義を取得して強制執行等を行うことを目的としていることから、私製手形に係る手形金請求の手形訴訟が、手形制度及び手形訴訟制度を濫用(悪用)したものとして不適法とされた事例。

2 商工ローン会社の支店に登録された支配人について、商法38条1項所定の権限を有することについて(裁判長が命令したにもかかわらず)立証しないから、同支配人について同条項所定の権限を有する支配人に当たると認めることができず、同人が提起した(手形)訴訟は権限のない者が提起したものとして不適法とされた事例。

【刑事】

(21) 最二決平成15年3月12日金法1697号49頁 平成10年(あ)第488号

誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。

(22) 最一判平成15年5月1日判タ1131号111頁 平14(あ)164

法務速報25号38番で紹介済

→

(23) 東京地判平成15年1月28日判タ1133号269頁 平成14年(わ)第4351号 常習累犯窃盗被告事件

被告人が犯行(常習累犯窃盗)を行った1週間後に警察署に出頭し、警察官らに「刑務所に行きたい。食えない。」などと述べたものの、犯罪事実を明確に申告せず、警察官の厳しい追及を受けてようやく窃盗の事実を申告したという事案において、このような場合においても自首の要件である犯罪事実の申告の自発性が否定されるものではないとして自首の成立が認められた。

【公法】

(24) 最三判平成15年6月10日判タ1131号107頁(平13(行ヒ)106)

法務速報26号23番で紹介済

→

(25) 最一判平成15年6月12日判タ1131号103頁 平13(行ツ)39、平13(行ヒ)37

法務速報26号22番で紹介済

→

(26) 最二判平成15年7月11日判時1839号91頁 平成12年(行ヒ)第193号・損害賠償、工事遅延損害金賠償請求事件

→法務速報27号33番で紹介済み。

(27) 最二判平成15年7月18日判時1839号96頁 平成11年(行ヒ)第182号・審査決定取消請求事件

→法務速報27号34番で紹介済み。

(28) 福岡高判平成15年5月16日判時1839号23頁 平成12年(行コ)第27号・国営川辺川土地改良事業変更計画に対する異議申立棄却決定取消請求控訴事件(川辺川利水訴訟控訴審判決)

農林水産大臣による国営土地改良事業の変更計画決定の一部分(農業用排水事業及び区画整理事業)について、土地改良法87条の3第1項に基づく同法3条に規定する資格者による同意の要件(3分の2以上の同意)を満たしていないとして、同部分にかかる変更計画に対する異議申立につき農林水産大臣がした異議申立棄却決定が取り消された事例。

原審においては、証拠提出された同意署名簿のうち約2000名分の署名押印の認否がなされなかったところ、弁論の全趣旨等によって同意がされたものと認定されたが、控訴審では、控訴人・被控訴人双方で個別面接調査を実施して調査票を証拠提出し、本人・証人の各尋問、同意署名簿と他文書との署名押印部分の対照結果等の検討が行われ、個々の資格者ごとに同意の存否を詳細に認定され、その結果同意要件が欠けると認定された。

【社会法】

(29) 最一判平成15年9月4日判時1841号89頁 平成11(行ヒ)第99号・労災就学援護費不支給処分取消請求事件

法務速報29号26番で紹介済

→

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・衆法 159 1
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 主に北朝鮮に対する海外送金・軍事利用可能品輸出の規制に関する改正
- ・衆法 159 2
平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
・ ・ ・ 水田農業経営確立助成補助金等について個人につき一時所得に係る収入金額とし、法人につき圧縮記帳の特例を設け負担を軽減する法律
- ・閣法 159 1
平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律
・ ・ ・ 財政法に平成十四年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を適用しないとする法律
- ・閣法 159 2
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律
・ ・ ・ 平成十五年度の低温等による水稲、大豆等の被害に鑑み、農業共済再保険特別会計の農業勘定における積立金の歳入への繰入れを行う法律

3. 2月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・須藤英章・多比羅誠・林 道晴 商事法務 364頁 2900円
個人再生手続の運用モデル
- ・黒木松男 成文堂 318頁 6000円
地震保険の法理と課題
- ・近藤昌昭・後藤 健・内堀宏達ほか 商事法務 396頁 4500円
仲裁法コンメンタール
- ・小林忠正 成文堂 134頁 5000円
日本家族法史論
- ・須藤英章監 信山社出版 374頁 3300円
民事再生QA500
- ・齋藤 俊 商事法務 340頁 3600円
監査役の実務
- ・建入則久・今井和男編 三省堂 288頁 2400円
Q&A新しい担保・執行制度解説
- ・出井直樹・宮岡孝之 三省堂 192頁 2000円
Q&A仲裁法解説
- ・木村達也・宇都宮健児・小松陽一郎編 青林書院 752頁 6400円
個人債務者再生手続実務解説Q&A〔全訂版〕
- ・森山 満 商事法務 194頁 2000円
コンプライアンス経営マニュアル
- ・川井 健・塩崎 勤編 青林書院 420頁 4400円
新・裁判実務大系 8 専門責任関係訴訟法
- ・遠藤賢治 成文堂 256頁 3000円
民事訴訟にみる手続保障
- ・東京弁護士会弁護士研究センター編 商事法務 176頁 2000円
弁護士研修叢書 41 保険の実務学 ・ ・ ・ ★

4. 2月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・西村幸太郎編著 成文堂 266頁 2800円
グローバル化のなかの現代中国法

・塚本宏明監 中央経済社 520頁 6500円
逐条解説 中国契約法の実務

・龍谷大学矯正・保護研究センター編 成文堂 182頁 2000円
国際的視点からみた終身刑 死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題 . . . ★

・渡辺 修・山田直子監 成文堂 208頁 2500円
取調べの可視化—密室への挑戦 イギリスの取調べ録音・録画に学ぶ

5. 発刊書籍<解説>

・弁護士研修叢書 41 保険の実務学
保険実務の頻出争点である契約におけるモラルリスク・自動車保険・労災保険を取り上げ、学者、実務家が各専門分野ごとに共著している。モラルリスクに関しては判例検討が多く、自動車保険・労災保険については事例提示およびその解釈の記載が主となっている。いずれも実務上頻出する論点であり、実務家および保険業務関係者に必携の書籍である。

・国際的視点からみた終身刑 死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題
死刑制度の存否をめぐるシンポジウムの収録書。死刑制度が全廃されている欧州の終身刑制度の現状とその社会的影響に始まり、死刑制度の存立する我が国における代替刑導入への動きと問題点という概要となっている。イギリスにおける死刑制度廃止前後の重大犯罪件数に然したる変化がない点（死刑は犯罪抑止力とならない）や我が国における世論調査の聴取方法が死刑存立を企図するものであるとしたような記述が興味深い。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
